明治二十五年十一月廿三日　（定價金二錢）

（本號八頁）　（明治廿五年一月一日　郵便報知新聞第三千五百十號　毎月三回　日曜日　毎月三回　日曜日　可）

時事新報

時事新報は全國中紙面の罫も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千五百七號
明治廿五年十一月廿三日水曜日
（己未）
（西暦一千八百九十二年）
蕎暦壬辰十月五日
日出　八時　午前　六時　二十六分
月出　八時　午後　四時　二十九分
滿潮　午前　七時　四十五分
滿潮　午後　七時　三十六分

帝國議會議事筆記

第四期帝國議會は來る二十五日を以て召集せらる目下議員は各地より上京し來りて議院政略の研究に忙しく政海の波瀾漸く高まらんとす本社は豫てより準備整頓し居るを以て其の開會中は日々數名の筆記者を議院に派し

院内議事の模様は詳細に筆記して日々の紙上に掲載し各派論爭の實況を讀者の眼前に寫出すべく而して院内の出來事は院外に於ける集會相談の結果に出るものの多ければ

院外の模様は亦殊に探知を精細にし院内に於ける論戰の由て來る所を詳悉せしむべし左れば

開會中の紙面は常に十頁以上多きは十四頁十六頁となし諸種の議案は一日の紙面に掲げ終りて讀者の閲覧に便にし議會に關する記事に於ては毫末の遺憾なからしむると同時に目下漸く振興の兆を現はしたる殖産界の出來事も益々報道を詳細にし偏する所なきを勉むべし

ゆきゝのしをり

本社は讀者の訪問往來に便せんが爲め今度「ゆきゝのしをり」と云ふ一欄を新設し日々都門を出入する紳士紳商の着發等を掲げ讀者の便覧に供す此着發等に就ては本社既に探知の方法を設けたれども尚ほ遺漏なきを保せず朝野の紳士都門出入の際本社に一報あらんみとを請ふ

時事新報

維新功臣の本分

第四期の議會も最早や數日の後に迫りて民間の各政黨には夫れ〳〵用意も整ふたる折柄、政府の擧動は如何と云ふに相變らず無爲冷淡にして對議會の方略として見る可きものなきが如し是れ之所謂超然主義の本色にして自から進んで爲すみとを敢てせず大抵の事は議場自然の成行に任せて大目に看過ごし兎にも角にも目下の無事を祈るの政策にてもあらんか前回以來の難局に處する一時の姑息法としては敢て非難す可きに非ず我輩は其方法に就て強いて反對を試むるものに非ざれども顧みて政務の大局を察すれば今の當局者の責任として經營す可きもの甚だ多く今日は因循姑息して一日を空ふす可き時機に非ざるを知る可し現政府當局の老政客は何れも維新以來の元老にして經歴少なからず其功勢は我輩の世人と共に認めて永く忘れざる所なれども抑も當初の目的は王政復古慶應戊辰の變革を以て終りを告げたるものに非ず當時今の老政客の輩が其先輩の人々と共に政の樞機に參して廟謨を定むるに當り立國の方針を文明進歩の主義に取りて獨立國の體面を全ふせんみとを盟ひ爾來百般の施設經營は皆みの精神を實にせんが爲めにして即ち兵制と云ひ法律と云ひ教育と云ひ又財政と云ひ大に面目を改めて見る可きもの少なからずと雖も尚は一歩を進め政務の大局より着眼して立國の長計を觀察すれば今日の處にて維新の大業は正に其半途に在りと云はざるを得ず例へば條約改正の如き國家必須の事業なるにも拘はらず毎度失體を極めて毫も進歩の實を見ず又東洋問題の如きも隣國の形勢日に相迫るの今日に當り殆んど之を拋擲して顧みざるは共に外に對するの體面を全ふしたるものとは云ふ可らず然らば内國の事業は如何と云ふに更に甚だしきものあるが如し商賈貿易は富强の基にして國家の義務として之を奬勵保護するの方便、一ならざる中にも航海の業を擴張して海外の交通を盛にするの一事は最も急務と云はざるを得ず即ち世界各國の政府は何れも金を愛まずして航路の擴張を勉むる所以なれども日本の政府に於ては二十年來曾て其計畫だもなきが如し又内國の人口年々増加するは識者の夙に注目する所にして其始末に就ては北海道の開拓又は海外の移住等種々の說なる意見あるや否や我輩の未だ聞かざる所なれども少なからざるに拘はらず當局者に於ては果して如何防の要務なる海軍の事に至りては年來幾多の金を費しながら軍艦製造の方針さへも未だ定まらざるが如き立國の大計に於て至らざる所のもの尚は多しと云はざるを得ず凡そ是等の事業にして擧らざる限りは當初の精神は半にして挫けたりと評せらるゝも申譯なき次第なれば苟も維新の功臣を以て自から居る者は何ぞ拠置き一心ふれに從事して假令ひ生前に功を見る能はざるも斃れて已むの精神を貫くみと其本分なる可きに然るに近來の擧動を見れば唯目下の難を避けて一時の安を偷むもの〻如く事業の計畫に就て案外に冷淡なるは何分にも了解に苦しむ所なり或は國會の難局は目前の急にして其始末に忙しければ前途の大計の如きは思ふに遑なしとの意味もあらんか我輩は之に對して大に說なきを得ず抑も政府が明治十四年に國會の開設を約したるは内部には自から事情もありしみとならんと雖も大體の成行に就て見れば維新當初の精神を擴張して一般の國民と共に謀りて大業を大成するの目的に出でたるものと云はざるを得ず即ち今日は國會も約束通り目出度く開設して大に進歩の計畫を實にするの時節到來したるみとなれば苟も因循踏襲す可きの時に非ざる可し蓋し十數年來政府の方針その宜しきを得ずして官民間の調和を欠き一般の人心を失ひたるは即ち今の難局を招きたる原因にして當局者の失策として責を免ざる所なれども其事は姑く別ごとして若しも政府が目下の難局に齟齬して國事の急を等閑に付し因循姑息に日を空ふするときは却て後難の更に恐る可きものなきを期す可らず如何となれば國中に散在して隱然政治上に勢力を占ひる獨立具眼の士人が政府の共に謀るに足らざるを見て之を度外に置き恰も路傍の觀を爲すと共に年來政府に反對する民黨の人々は其反對に積極の方針を取り一方に政府を攻擊しながら他の一方に向て民望を收るの手段に出るみとある可ければなり現に今回自由黨より提出す可しと云ふ海軍擴張及び航路擴張の案の如き政府に一着を先んじたるものにして或は今後の成行に於て政權は一般の人心と共に次第に反對黨の手に歸するが如き變化も圖る可らず斯の如きは則ち現政府は終始超然として遂に其地位を失ふものと云ふ可し古今政界の一奇談として見る可きのみ一國大局の上より見れば國事進歩して獨立の體面を全ふするに至るときは政府の政權の如き何人に歸するも關せざる所なれども今の老政客の身と爲りて考ふれば維新後半の大業を年來擯斥したる反對黨の手に成らしめたりとありては自家の本分に於て相濟まざるのみならず地下の先輩に對しても申譯なかる可し故に我輩は敢て難きを責むるものに非ず唯當局者が自から心に訴へて自から斷するあるのみ

官報

○正誤　昨日の本欄東京市告示第五十四號中麻布區一級六人二級六人三級六人は一級七人二級七人三級七人の誤なりと昨日の官報に是正したり

○勅令

陸軍將校生徒試驗委員條例改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年十一月二十一日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第九十九號

陸軍將校生徒試驗委員條例

第一條　試驗委員ハ陸軍將校生徒ノ學術試驗ヲ施行スルモノニシテ之ヲ二種ニ分ツ

一　常置委員

二　臨時委員

第二條　常置委員ハ士官學校生徒ノ將校試驗、幼年學校生徒ノ終末試驗ヲ行ヒ士官候補生、幼年學校生徒、一年志願兵志願者ノ試驗ヲ實施スル者ニシテ試驗ノ都度它官廳長（近衛師團長ヲ除ク以下同シ）其管下將校（尉官以ハ大尉）中ヨリ所要ノ人員ヲ選定シテ之ヲ命ス但近衛師團ニ於ル志願者ノ試驗ハ第一師團ノ臨時委員之ヲ行フ

第三條　神祭委員長以下他ニ本職アル者ヲ以テ之ニ兼補ス

第四條　臨時委員ハ各試驗場ニ就キ士官候補生、幼年學校生徒、一年志願兵志願者ノ試驗ヲ實施スル者ニシテ試驗ノ都度它官廳長（近衛師團長ヲ除ク以下同シ）其管下將校（尉官以ハ大尉）中ヨリ所要ノ人員ヲ選定シテ之ヲ命ス但近衛師團ニ於ル志願者ノ試驗ハ第一師團ノ臨時委員之ヲ行フ

第五條　師團長ハ臨時委員ヲ指揮シテ試驗ヲ實施シテ監軍ニ對シテ其責ニ任ス

第六條　將校學校監ハ常置委員ニ各種ノ試驗事務ヲ分任シ委員長ヲシテ之ヲ監督セシメ監軍ニ對シテ其責ニ任ス

第七條　第二條ニ掲クル各種試驗ノ時期ニ際シ士官又ハ陸軍教授若タハ陸軍助教若干名ニ命シ常置委員長ノ下ニ在テ試驗事務ニ從ハシム

第八條　各種試驗ノ時期ニ際シ書記トシテ下士若タハ陸軍屬若干名ヲ試驗委員ノ下ニ屬スルコトヲ得

陸地測量部條例中追加ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年十一月二十一日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百號

陸地測量部條例中左ノ通追加ス

第十四條科長ノ下ニ及塔長ノ三字ヲ加フ

勅令第百號照

勅令第百七十五號陸地測量部條例（明治廿四年八月十八日官報）抄錄

第十四條　科長ハ陸地測量官ヲ以テ之ニ充フルコトヲ得

朕玆ニ文部省外國留學生規程ノ件ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十五年十一月二十一日

文部大臣河野敏鎌

勅令第百二號

文部省外國留學生規程

第一條　文部省外國留學生ハ文部大臣ニ於テ特ニ須要ノ學術技藝ヲ研究セシメンタル爲ニ文部省直轄學校卒業ノ者又ハ文部省直轄學校教官ノ中ヨリ撰拔差遣スルモノトス

第二條　文部省外國留學生ノ人員ハ同時ニ二十二人ヲ超エサルモノトス

第三條　文部省外國留學生ノ專修ス〻キ學科留學ス〻キ邦國及留學年限等ハ文部大臣之ヲ指定ス

第四條　文部省外國留學生ニ支給ス〻キ學資金ハ一留年英貨百八十磅以内トシ旅費ハ外國旅費規則ニ依リ其最下級ヲ支給ス

特別ノ事由アルトキ又ハ各地ヲ巡歷シテ研究セシムルトキハ前項學資金ノ外特ニ相當ノ學資金ヲ増給スルコトヲ得但増給ノ學資金ハ留學中ヲ通シテ英貨百五十磅ヲ超ユコトヲ得ス又巡歷研究ノ費用ニ對シ增給スルトキハ別ニ旅費ヲ支給セス

文部省官直轄學校教官ニシテ外國留學ヲ命ゼラレタル者ハ本邦規程ノ日ヨリ歸朝ノ日マテ本官ノ俸給ヲ支給セス但時宜ニ依リ特ニ俸給三分ノ一以内ヲ支給スルコトヲ得

第六條　文部省外國留學生ハ歸朝ノ日ヨリ其留學年數ノ二倍ニ當ル期限間ハ文部大臣ノ指定スル業務ヲ辦スルコトヲ得ス

附則

明治二十五年度及二十六年度ニ限リ本令第七十四條以内ヲ支給シ同條第二項ノ場合ニ

○勅令第六號

各廳執務時間自今左ノ通改定ス

四月二十日ヨリ七月十日迄　午前八時ヨリ午後四時

七月十一日ヨリ九月十日迄　午前九時ヨリ午後四時

九月十一日ヨリ四月九日迄　午前九時ヨリ午後三時

但土曜日ハ午前ノ通

事務繁劇ノ場合ニ於テハ上官ノ

ラス執務スヘシ

明治二十五年十一月二十

内閣總理

雜報

○地方通信一束

○茨城農會の秋季大會　十九日

き農學士數名の演說あり

○水戸自由黨員　十八日水戸上

委員の報告、來月開くべき大會

○野州鹽谷郡須南郡　にては第

願せんとて目下有志者の調印中

○栃木縣通常縣會　は二十五日

るにより十九日縣會議員に議案

○邑尾銅山に鐵索　三條を設け

の運搬用に供せんと目下殆と成

○信達聯合青年懇親會　十八日

湯に開き會則を議し後會を桑折

○宮城縣農業共同會　十九日出

に關する各員の講話ありたり

○仙臺市の大日本農會品評會

擧行せしが授賞者は六百八十餘

○函館衛生支會　は今後一層衛

め將來の運動法を議し目下有志

○函館市中　は宵の内みと各商

夜半過に至れば夜燈甚だ不足な

の受負を爲さんと目下各戸に就

○山形縣の北郡會　は北村山郡

體にして二十日總會を開き重野

○山梨縣の木内、加賀美兩氏

演習の盛宴に列したる爲め知友

○山梨教育會　は二十日同縣尋

を開き同會編纂の習字帖に付て

○長野善光寺の參詣　日和の暖

名古屋、東京等の月參講等組を

○新潟の奇聞　縣會議員途中に

者あり、千五百餘圓の土木費負

費したるものあり、師範學校建

る〻など其他同地に奇聞甚だ多

○福岡縣通常縣會　は二十四日

る議案は左の如しと云ふ

一　福岡市防疫費補充費

二　福岡警察署新設費

三　尊常中學所獨立補助費

四　福岡監獄費增額費

○松平熊本縣知事　は天然痘蔓延

上に關する告諭を發し若し忽諸

警察則に照して科料に處する由

○熊本の金融　は年々昨今に至

れども本年は未だ左る模樣なし

身構へ居るの結果ならんと云ふ

○鹿兒嶋縣指宿村　にて十四日

場の闘爭を生じ負傷者十餘名あ